

いびがわは新婚世帯を 心から祝福します！

新婚世帯定住奨励金（揖斐川まちづくり応援振興券）とは？

人口流出防止と揖斐川町への若者の移住・定住の促進を目的に、結婚後も引き続き揖斐川町に3年以上定住することを前提とした新婚世帯（町外からの転入者の場合は、婚姻から1年以内に揖斐川町に転入し、引き続き3年以上定住することを前提とした新婚世帯）を対象に、ご結婚お祝い金として5万円分の揖斐川まちづくり応援振興券を支給するものです。揖斐川まちづくり応援振興券とは、町内の取扱店で使用できる地域振興券（商品券）のことです。平成27年4月1日からは、町内での消費喚起と地元商店等活性化のため、奨励金を揖斐川まちづくり応援振興券にて支給させていただきます。

◆支給条件

- 婚姻届を提出し受理した日（婚姻日）から1年を経過していない夫婦であること
- 揖斐川町に3年以上定住することを前提とした方であること
- 夫婦ともに満50歳未満であること
- 今までに結婚祝い金の支給を受けた者との婚姻でないこと
- 新婚世帯に町税等及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと

◆支給金額・・・1組あたり

5万円分の揖斐川まちづくり応援振興券

◆必要なもの

- 交付申請書類
- 戸籍謄本
- 住民票謄本
- 夫婦それぞれの町税完納証明書
（転入者で揖斐川町での課税がない場合：前住所地の市町村税完納証明書）
（非課税の場合：市町村民税の非課税証明書又は所得課税証明書）
- 認印

◆支給を受けるには

- 婚姻日から**1年以内**に必要な書類を提出してください
- ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場 企画部 まちづくり推進課 未来戦略室
22-2111